

その他の施設

施設名	概要	
<p>養護老人ホーム</p>	<p>自宅での生活が困難な高齢者がサポートを受け生活する施設</p>	<p>65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。 身の回りのことが自分で出来る方が対象であり、自立した生活が継続できるよう、構造や設備の面で工夫されています。</p>
<p>軽費老人ホーム (ケアハウス)</p>	<p>自宅での生活が不安がある高齢者がサポートを受け生活する施設</p>	<p>高齢者のために独立して生活するには不安がある方、または自炊が出来ない程度に身体機能の低下が認められる方で、家族により援助を受けることが出来ない方を入所させ、無料または低額な料金で食事サービスその他日常生活上の便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設です。</p>
<p>有料老人ホーム</p>	<p>民間が運営する高齢者が生活する施設</p>	<p>高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する施設です。 有料老人ホームは、民間の事業活動として運営されるため、施設の設置主体に規定はありませんが、設置者は都道府県知事への事前届出義務があります。サービスの内容や運営についてはガイドラインが示されており、これに基づいて都道府県が指導します。</p>
<p>サービス付き 高齢者向け住宅</p>	<p>バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活支援サービスを受けながら高齢者が生活する住まい</p>	<p>「高齢者住まい法」の改正により創設されたもので2011年から登録がスタートしました。介護・医療と連携し、高齢者の住まいの安定を確保するため、一定の面積・設備とバリアフリー構造となっています。 高齢者単身または高齢夫婦世帯が安心して居住できる賃貸住宅または有料老人ホームです。</p>